

# 勤労市民ニュース

平成 22 年 3 月 8 日 NO.88  
編集発行 鎌倉市市民活動課勤労者福祉担当  
鎌倉市小袋谷 2-14-14 レイ・ウェル鎌倉内  
電話 0467-47-1771  
eメール [rousei@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:rousei@city.kamakura.kanagawa.jp)  
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>



## 労働基準法が改正されます

平成 22 年 4 月 1 日施行

労働時間の現状を見ると、週 60 時間以上労働する労働者の割合は全体で 10.0%、特に 30 歳代の子育て世代の男性のうち週 60 時間以上労働する労働者の割合は 20.0%となっており、長時間にわたり労働する労働者の割合が高くなっています。(総務省「労働力調査」平成 20 年)

長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が成立しました。

### 主な改正内容

「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係

- ・「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を上げるよう努めること等とされます

#### ▶▶▶ ポイント

労使で特別条項付き 36 協定を結ぶ際には、新たに、

- ① 限度時間を超えて働かせる一定の期間（1 日を超え 3 か月以内の期間、1 年間）ごとに、割増賃金率を定めること
- ② ①の率を法定割増賃金率（2 割 5 分以上）を超える率とするよう努めること
- ③ そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

が必要になります。(注)平成 22 年 4 月 1 日以降に協定を締結、更新する場合は対象です。

#### 法定割増賃金率の引上げ

- ・月 60 時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は 50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

#### 現行の取扱い

法定労働時間（1 週 40 時間、1 日 8 時間）を超える時間外労働（法定時間外労働）に対しては、使用者は 25%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

- ・引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度（代替休暇）を設けることができます。  
※代替休暇制度導入にあたっては、過半数組合、それがいない場合は過半数代表者との間で労使協定を結ぶ必要があります。
- ・中小企業には当分の間適用が猶予されます。

#### 時間単位年休

- ・労使協定により年次有給休暇を時間単位で付与することができるようになります。

詳細については、神奈川県労働局ホームページ <http://www.kana-rou.go.jp/> をご覧ください。



# 育児・介護休業法改正のポイント



就業規則等の整備が必要です！

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます！

## (1) 子育て中の短時間勤務制度及び 所定外労働（残業）の免除の義務化

①3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1日6時間）を設けることが**事業主の義務**（※1）になります。（※2）

②3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます。（※2）

※1 短時間勤務制度については、少なくとも「1日6時間」の短時間勤務制度を設けることを義務とする予定ですが、その他にいくつかの短時間勤務のコースを設けることも可能です。

※2 雇用期間が1年未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定により対象外とされた労働者は適用除外。

## (2) 子の看護休暇制度の拡充

休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

## (3) 父親の育児休業の取得促進

①パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長）

②出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。

③労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

## (4) 介護休業の新設

労働者が申し出ることにより要介護状態（※1）の**対象家族**（※2）が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになります。（※3）

※1 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態

※2 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

※3 雇用期間が6か月未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定で休暇を取得できないものとされた労働者は適用除外。

※4 この介護休暇のほか、現行の介護休業（要介護状態にある対象家族1人につき、要介護状態ごとに1回、通算して93日まで取得可能）が取得できます。

## (5) 法の実効性の確保

①苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設

②勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料の創設

平成21年9月30日施行 (5)①② ※①調停制度の創設を除く

平成22年4月1日施行 (5)①調停制度の創設

平成22年6月30日施行 (1)(2)(3)(4)

※(1)(4)について、従業員100人以下企業における施行日は、平成24年6月30日（予定）。

〈お問い合わせ〉 神奈川労働局雇用均等室 ☎045-211-7380



## 最低賃金のお知らせ



神奈川県最低賃金 時間額 789 円 発効日：平成 21 年 10 月 25 日

最低賃金、 ⑦ (な) ⑧ (は) ⑨ (く) 円

なんども確認。働くみんなの暮らしの支え。

### 特定（産業別）最低賃金

発効日 平成 21 年 12 月 25 日

最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）
塗料製造業	858 円
鉄鋼業	843 円
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	814 円
ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・ 鉱山機械、金属加工機械製造業	837 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	829 円
輸送用機械器具製造業	832 円
自動車小売業	828 円

■ 神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

■ 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外・休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

〈お問合わせ〉 神奈川県労働局賃金課 ☎045-211-7354 ホームページ <http://www.kana-rou.go.jp>  
藤沢労働基準監督署 ☎0466-23-6753

## ポジティブ・アクション推進企業、ファミリー・フレンドリー企業を募集！！

～平成 22 年度 均等・両立推進企業表彰～



厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を表彰しています。

応募用紙は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/index.html>）からダウンロードまたは神奈川県労働局雇用均等室（☎045-211-7380）で配布しています。応募締切りは、平成 22 年 3 月 31 日（※当日消印有効）です。





お気軽にご利用  
ください。

レイ・ウェル鎌倉で次の相談を行っています。



■ 相談は無料・秘密厳守です。

■ ③以外は予約制（先着順）です。ご予約は、☎0467 (47) 1771（レイ・ウェル鎌倉）まで。

### ① 親のための ニート・フリーター就職支援相談

「就労に不安を抱える」「フリーターを脱したい」など就労に悩む子どもを持つご家族のためのキャリアカウンセラーによる個別相談です。子ども本人の同伴も可能です。

日時：平成22年3月21日（日）午前10時～午後4時 1人（組）50分

### ② 就職支援相談

求職者を対象とした、就職活動の方法、キャリアの活かしかた、適職のアドバイスなど、キャリアカウンセラーによる個別相談です。

日時：平成22年 ①3月14日（日） ②3月24日（水）午前10時～午後4時 1人50分

予約受付：①受付中 ②3月15日（月）午前9時～

### ③ メールによる労働相談

労働条件など労働問題全般にわたっての相談に社会保険労務士が回答します。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.htm> からアクセスしてください。

### ④ 労働相談

職場のさまざまな労働問題や年金問題に対して社会保険労務士が回答します。

日時：毎月第1、第3日曜日 午後1時～4時

### ⑤ 労働法律相談

勤労者の日常直面する法律問題に対し、弁護士が懇切にアドバイスします。

日時：毎月第2、第4金曜日 午後1時～4時

### ⑥ メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活のストレスで悩んでいる方やその同僚、ご家族の相談に産業カウンセラーが応じます。

日時：毎月第2土曜日 午後1時～4時



## 勤労者のための生活資金融資

市内在住または在勤の勤労者を対象に、市が金融機関と提携し、次の資金を低利で融資します（融資には審査があります）。

資金の用途（カッコ内は年融資利率）…増改築費（2.2%）、冠婚葬祭費（2.2%）、医療費（2.2%）、  
教育費（1.6%）、耐久消費財購入費（2.2%、ただし自動車購入費は1.6%）、技能取得費（2.2%）、  
育児・介護休業対策費（0.8%）、貸金遅欠配による応急生活対策費（1.5%）

融資限度額…150万円

保証料…年1.2%

返済期間…5年以内（育児・休業対策費は、1年以内の据置期間後、5年以内）

【相談・申込】 中央労働金庫大船支店 ☎0467 (46) 6291

